

二酸化硫黄・浮遊粒子状物質自動測定記録計 仕様書

生活環境部環境課

1. 概要

本仕様書は、大気汚染防止法に基づき大気中二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質の環境濃度を測定する装置（1台）の購入について定めたものである。

2. 仕様書の解釈

- (1) 本仕様書の解釈について、疑義の生じた場合は、速やかに本市と協議することとし、受注者の一方的解釈によつてはならない。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項であっても、機能上当然必要なものはすべて装備し、機能条件をすべて満足させるものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について、やむを得ない事情により変更の生じた場合は、すみやかに本市に連絡の上、必要な指示、承認を受けること。

3. 補償責任等

- (1) 本装置の据え付けに際し、他に損傷を与えた場合は、すみやかに原型に復すること。
- (2) 本装置及び設備について、1年間のアフターサービス及び補償業務を無償で行うこと。
検収後において、この期間内で機能上の不良による障害が発生した場合、受注者は無償で完全に修理すること。また、この期間を過ぎた後においても、特に重大な事故で、受注者の責任が明らかに認められたものについては、協議の上、上記の措置を行うこととする。
- (3) 納期前の事故等は、一切受注者の責任とする。
- (4) 納入後の、受注者の一方的事情による変更に係る諸費用は、受注者がこれを負担する。

4. 提出書類等

受注者は契約書に規定するものの他、下記の書類を速やかに本市に提出しなければならない。

- | | | | |
|-----|---------|----|--------|
| (1) | 機器設置日程表 | 2部 | 設置2週間前 |
| (2) | 試験成績表 | 〃 | 〃 |
| (3) | 取扱説明書 | 〃 | 〃 |

5. 搬入及び据え付け

本装置の据え付け場所は本市大気常時監視白鳥台地区測定局とし、搬入及び据え付け（テレメーターシステムへの接続、調整を含む）は受注者が行うものとする。

6. 納期

令和7年1月31日

7. 検収

本装置の据え付け完了後、本市職員による検査完了をもって、納入完了とする。

8. 技術指導

本市担当者に対し、本装置の操作、保守点検に必要な教育訓練を、納入後速やかに行うこととする。

9. 機器仕様

- 1) 機種 GFS-327C型 大気中二酸化硫黄・浮遊粒子状物質測定装置
- 2) メーカー 東亜ディーケーケー株式会社

10. 補則

既存機器の撤去は受注者が行うものとする。

- ・搬入及び据え付け、既存機器の撤去にかかる費用は見積額に含むこと。